平成２８年（フ）第１０３３号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字古流作１番地の29　ビラ泉101号
破産者　尾方　明美
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５５号
愛知県豊明市新栄町７丁目８番地　ファミールＢ棟101号
破産者　神田　慎一
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９５号
名古屋市西区上橋町262番地
破産者　丹羽　信彦
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３６号
愛知県小牧市大字北外山2919番地　メゾンドオーブⅢ105号
破産者　松江　和浩
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４５号
愛知県弥富市前ケ須町東勘助88番地　野村ハイツ405、開始決定時の住所愛知県弥富市川平１丁目11番地　レジデンス伊藤32
破産者　三村　優太
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６２号
京都市南区久世大藪町444番地25
破産者　清原真梨子こと　韓　真梨子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目14番３号
破産者　小野　浩美
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７３号
神戸市須磨区千守町２丁目７番25号　ドウエルスマ305
破産者　伊藤　勝子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９５号
神戸市垂水区青山台４丁目２番３－317号
破産者　蔭山　秀樹
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８号
高知市福井扇町1091番地14　レインボービル302
破産者　西田　博之
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０９号
高知市重倉1596番地144
破産者　福家　**教**雄
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３４号
高知市神田106番地
破産者　中平　誠治
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市若狭２丁目４番25－204号　ザ・ホライゾンビュー
破産者　崎浜真知子（旧姓比嘉）
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６号
北海道虻田郡倶知安町北２条西１丁目１番地２　つぼ八倶知安店２階、開始決定時の住所北海道岩内郡岩内町字万代８番地８
破産者　真田　健七
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第５４号
宮城県栗原市築館字照越山ノ神前６番地
破産者　曽根　信夫
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
宮城県石巻市相野谷字六本木229番地１　市営飯野川六本木住宅（４Ｆ）407号、前住所宮城県石巻市大街道南５丁目３番32号
破産者　及川　清喜
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
秋田市飯島長野中町７番46号
破産者　吉敷　栄一
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
秋田県山本郡三種町志戸橋字高田36番地３
破産者　渡部　　馨
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４７号
東京都北区志茂３丁目３番16号ウィステリア101号、開始決定時の住所秋田県大館市中神明町11番８号
破産者　佐々木　喬
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部